

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号			仕 様 書 番 号
援護用タブレット リース及び通信料	Z 2 0 0 0 3 5		
	作 成	令和5年9月8日	
	変 更		
	作成部隊等名	自衛隊福島地方協力本部援護課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊福島地方協力本部援護課において援護担当者が援護活動で使用する携帯端末（タブレット）に対応する市販品のデータ通信機器使用料について規定する。

1.2 一般的要求事項

本仕様書に規定していない事項は、運営している業者の規定する仕様書及び社内規定並びに商慣習による。

2 製品及び通信役務に関する要求

2.1 製品の仕様

製品の仕様は、携帯端末（タブレット）とする。

2.2 性能・保障等

性能等は、次による。

- タブレット端末は、スマートフォン、タブレット端末、ノートパソコンに対し、同時に5台以上インターネット接続が可能であるものとする。
- 回線速度は、下り最大200Mbps以上であるものとする。
- 充電した状態で携行が可能であり、満充電時5時間以上の連続使用が可能であるものとする。
- 対応するOSはiOS、Android OS、Windows 10に対応できるものとする。
- 携帯端末（タブレット）はカメラ機能を有し、有効画素数約500万画素以上であるものとし2020年以降のモデルとする。

2.3 使用エリア

全国のエリア使用可能であり、人口カバー率が95%以上であるものとする。

2.4 予定使用通信量

予定使用通信量は、1カ月あたり約50GB～100GBとする。

2.5 料金プラン

通信料は毎月定額であり、データ容量は50GB以上とし、通信料にはユニバーサルサービス料も含むものとする。

2.6 料金明細内訳の提示

使用月の翌月に、料金明細の内訳を提示すること。

2.7 数量及び履行期間等

数量及び履行期間については調達要領指定書による。

3 情報セキュリティ態勢

請負者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001（重要なデータを保護する情報セキュリティ管理）認定を取得しているか、又はそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

4 製品及び使用に関する保守等

製品及び使用に関する保守等は、次による。

- a) 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていること。
- b) 紛失等した場合、遠距離操作等で使用不可にできること。
- c) 保守又は修繕態勢が確立しており、営業時間内の故障発生時に迅速に対応できること。

5 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領による。

6 出荷条件

6.1 包装

製品の包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商習慣による。

7 その他の指示

7.1 附属品・予備品

附属品及び予備品は、製造者の定めた仕様及び規格による。

7.2 提出書類

提出書類は、表1による。

表1－提出書類

名称	様式	時期	数量	提出先
取扱説明書（日本語版）	紙又は データ	納入時	各1部	自衛隊福島地方協力本部援護課
附属品明細表（様式適宜）				
製品保証書				

7.3 秘密保全

- a) 庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、官側担当者の指示に従い、関係規則等に基づく手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、立ち入りを禁止した区域及び業務に関係のない施設への立ち入りを禁止する。
- b) 契約を履行する上で知り得た情報を他のものに漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

7.4 仕様書に関する疑義

本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、官側の担当者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

調達要領指定書	調達要求番号	6N5U1C40002
	調達要求年月日	令和8年2月13日
	作成部課	自衛隊福島地方協力本部援護課
	作成年月日	令和8年2月13日
品名	援護用タブレットリース及び通信料	
仕様書番号		
<p>指定事項：仕様書 2.7 項については次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 履行期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日 数量：タブレット10台 通信の開始時期：令和8年4月1日9時00分より通信可能とすること。 		